

生駒市規則第 28 号

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 5 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則

生駒市中小企業融資規則（平成 12 年 3 月生駒市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 2 号を次のように改める。

- (12) 生駒市企業立地促進条例（平成 24 年 10 月生駒市条例第 43 号）による企業立地補助金（以下「企業立地補助金」という。）の交付の決定を受けている場合にあつては、当該決定を受けた日から市長が定める期間を経過していないこと。

第 4 条第 1 号イ中「企業立地促進事業として融資を受ける場合」を「企業立地補助金の交付の決定を受けている場合」に改める。

第 5 条第 2 号エを次のように改める。

エ 企業立地補助金の交付の決定を受けている場合にあつては、生駒市企業立地促進条例施行規則（平成 24 年 10 月生駒市規則第 33 号）第 12 条に規定する企業立地補助金交付決定通知書の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。